

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」遵守項目取組に対する点検結果

自 令和5年9月1日 至 令和6年3月31日

【適合状況評価基準】 ○:全項目実施 △:一部項目未実施 ×:全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性	適合状況	注記	参考:前回からの変更
1-1 建学の精神	○	—	—
1-2 教育の目的	○	—	—
第2章 安定性・継続性			
2-1 理事会	○	—	—
2-2 理事	△	(3)③	—
2-3 監事	△	(5)	—
2-4 評議員会	○	—	—
2-5 評議員	△	(2)①	—
第3章 教学ガバナンス			
3-1 学長	○	—	—
3-2 教授会	○	—	—
第4章 公共性・信頼性			
4-1 学生に対して	○	—	—
4-2 教職員等に対して	△	(2)	—
4-3 社会に対して	○	—	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—	—
第5章 情報公開			
5-1 情報公開の充実	○	—	—

注記《理由または今後の対応方針について》

2-2(3)③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

外部理事に対しては、審議事項に関する情報を含めて様々な情報の提供、説明等を行っていますが、事後のサポートは充分とはいえない状況です。今後は事後のサポートの充実に努めてまいります。具体的には、審議事項に係る実施結果の状況報告、理事会後も外部理事から意見等を発信可能な機会の提供について検討していきます。

2-3(5) 常勤監事の設置

現在、監事は非常勤監事2人態勢となっています。情勢を鑑みながらの検討を進めてまいりましたが、令和7年4月施行予定の私立学校法改正案によると、本学園の事業規模は、常勤監事必置の学校法人基準の対象外となりました。よって、常勤監事設置への検討を終了いたします。

2-5(2)① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

評議員に対しては、審議事項に関する情報を含めて様々な情報の提供、説明等を行っていますが、事後のサポートは充分とはいえない状況です。事後のサポートの充実に努めてまいります。具体的には、審議事項に係る実施結果の状況報告、評議員会後も評議員から意見等を発信可能な機会の提供について検討していきます。

4-2(2)①ア) ボード・ディベロップメント:BD 常務理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

今後は責任担当事業領域・職務に係るPDCAを実施するべく更なる内容の充実に検討していきます。